

「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会」
取りまとめ(案)の概要

平成 1 9 年 9 月 2 1 日

「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会」取りまとめ(案)の概要

■ 研究会の位置付け

- 受信料制度は、これまでNHKがその使命を果たすための安定的財源を確保することに寄与。ところが、不祥事により国民視聴者のNHKに対する信頼が損なわれ、受信料不払いの増加により、受信者間の公平性を著しく阻害するような状況に至っている。
- このため、徹底した経営改革により信頼回復を図ることで、支払率を高め、受信者間の公平負担の確保に努める必要がある。経営改革の推進のためには、今後、コンプライアンスの徹底、ガバナンスの強化等にとどまらず、受信料についても踏み込んだ議論・検討が必要。
- しかし、受信料については、国民視聴者と密接に関連するにもかかわらず、国会を除けば公の場での議論がほとんど行われてこなかった状況。このため、当事者であるNHKにおける不断の議論・検討は当然であるが、NHK外部における国民の視点からの透明性のある議論も有意義かつNHK改革に資するもの。
- このような観点から、本研究会は発足し、受信料の課題のうち、特に受信料体系の喫緊の課題と指摘されている以下の3点について、透明性を確保しつつ、検討。
 - (1) 契約率算定の母数となる世帯数・事業所数等の基礎的データの精査
 - (2) 世帯・事業所における受信料体系の課題(割引等)
 - (3) 衛星受信料体系の課題

■ 提言内容の活用

- NHKにおいて、本提言内容を踏まえつつ、国民の視点に立った公平・公正かつ透明性のある受信料体系について検討が行われ、適切な措置が講じられることにより早期に信頼回復が図られることを期待。
- 総務省において、提言に関するNHKの検討状況等の把握に努め、収支予算等に附する大臣意見や受信料体系の変更に係る受信規約の変更認可など受信料に関する政策を推進する際に、この報告書に示された考え方を十分考慮することを強く期待。

「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会」取りまとめ(案)の概要

検討事項

提言の概要

1 契約率等の算定の基礎となる世帯数等の基礎的データ

(1)推計方法見直しの基本的考え方

- 公的統計の活用
- 契約率、支払率の把握目的との親和性
- 合理的な調査の活用
- 独自調査の限定的な活用

(2)世帯における契約対象件数の推計方法の見直し

- 世帯数の推計は、「住民基本台帳」に基づく世帯数を活用して以下のような見直しについて検討することが、国民視聴者の目から見た場合に、母数の信頼性等を高めることにつながるものと考えられる。【参考①】
案の1 「推計の基礎となる統計」を「国勢調査」ではなく、「住民基本台帳」に基づく世帯数とする方法
案の2 「推計の基礎となる統計」は「国勢調査」のままとし、「国勢調査」が行われなかった5年間の世帯増を「日本の世帯数の将来推計」ではなく「住民基本台帳」を利用した時期補正により推計する方法

(3)事業所における契約対象件数の推計方法の見直し

- 今後、NHKにおいて、「ホテル・旅館」における「テレビ設置室数」の推計方法について、現在の推計方法に関する問題点の指摘を踏まえ、母数推計の信頼性を確保するための見直しが必要。【参考②】

「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会」取りまとめ(案)の概要

検討事項

提言の概要

1 契約率等の算定の基礎となる世帯数等の基礎的データ

(4)その他

- 案の2を採用する場合には、「寮・寄宿舎の学生等」及び「公的老人ホーム」を補正することが適当。【参考③】
- 「受信規約」との親和性の観点から、「別宅」は追加的な補正を行うことが適当。【参考④】
- 住宅着工件数の増加のうち新規世帯の増加は、住民登録により、住民基本台帳に基づく世帯数の増加に反映されているものと考えられる。このため、住民基本台帳に基づく世帯数の統計を推計の基礎となる統計として活用することにより、世帯の増加数を把握することが可能と考えられる。なお、既存世帯の移転と新規世帯の増加の正確な比率を把握することは困難であるため、住宅着工件数を直近の世帯数の増加数を推計する際に直接に活用することは困難である。【参考⑤】
- 法令や受信規約との親和性を念頭に置きつつ、「テレビ故障世帯数」、「長期不在世帯数」等に関する推計プロセスの改善を行うことが適当。【参考⑥】
- 受信規約等との親和性が高まるよう独自調査の質問項目を見直すことなどが適当。ただし、調査コストと信頼性のより高い推計を行うことの効果を見極めることも必要。【参考⑦】
- NHKにおいて、推計方法、年次又は月次の受信契約の状況などを自主的に公表するなど透明性を高めるための取組みを実施することが適当。【参考⑧】

「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会」取りまとめ(案)の概要

検討事項

提言の概要

2 世帯契約及び事業所における受信料体系の課題(割引等)

受信料体系の見直し
の視点

- 受信料の負担の公平性を図るためには、複数の要素に検討を加え総合的な判断がなされるべき。その際、例えば、以下のような要素が検討されることが適当。
 - ア 従来の受信料体系改定の考え方と整合的であるか
 - イ 一部の者への割引の導入により他者に過剰な負担を強いる結果とはならないか
 - ウ 割引導入により受信料収入が減収となり、公共放送の質の低下につながらないか
 - エ 割引導入により不公平感の解消が図られ、契約率、支払率の上昇につながるか
- 受信料体系の改定に先立っては、NHKにおいて「パブリックコメント」などの国民視聴者の意見を聴取する機会が設けられることが必要。
- 最終的に受信料体系の改定を公表する際には、「パブリックコメント」などにおける国民視聴者の意見、日ごろからNHKに届いている意見・要望等に対する「NHKの考え方」が明らかにされるべき。

「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会」取りまとめ(案)の概要

検討事項

提言の概要

3 衛星受信料体系の課題

衛星受信料体系 についての検討

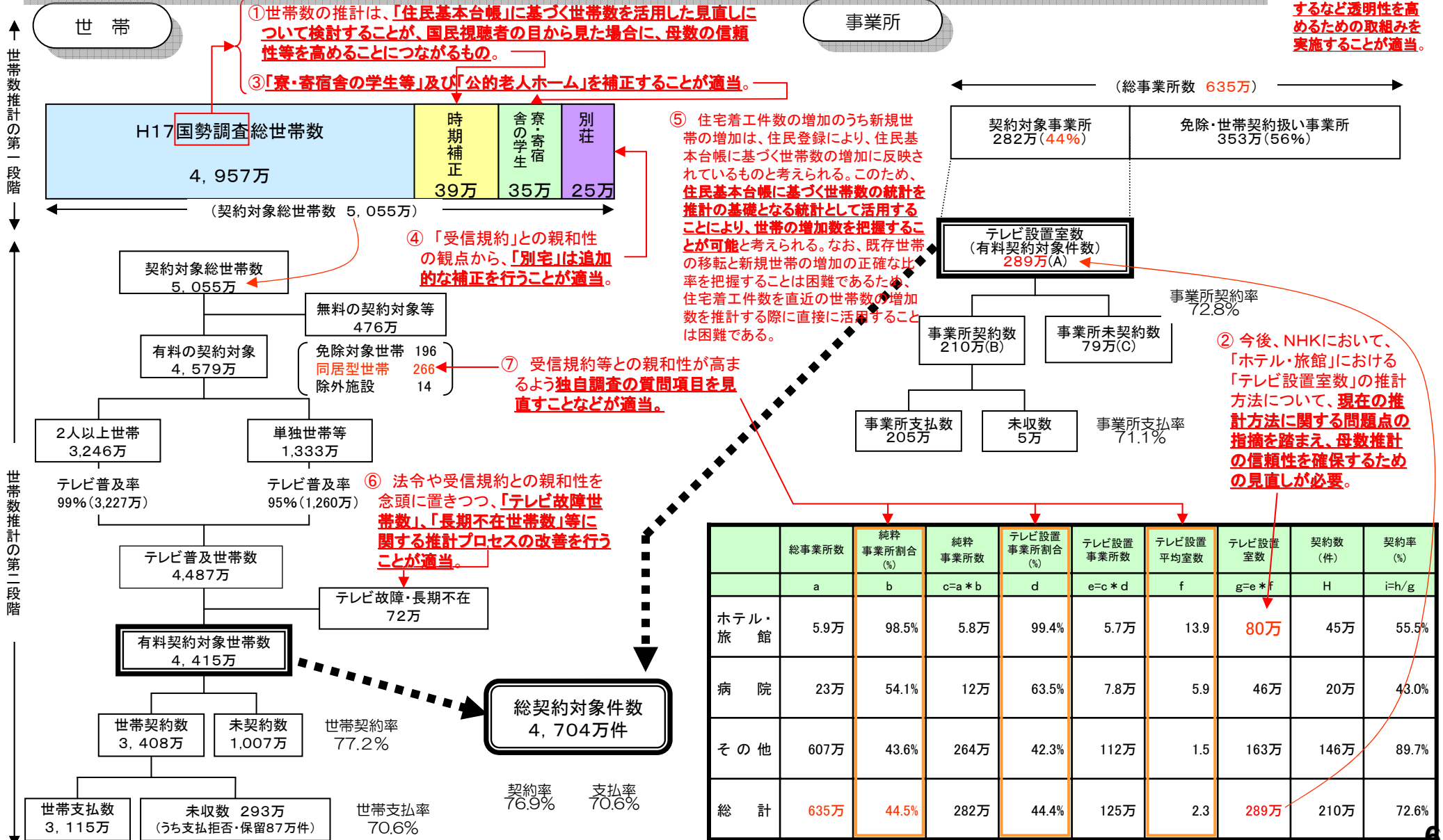
- 従前は地上契約を締結していた者であって、住環境の変化等の外部環境の変化により、いわば自動的に受信規約上の「衛星放送を受信できる受信機を設置した者」に形式的に分類された者が、外部環境の変化後においても衛星放送を受信していないという受信実態に変化がない場合、衛星契約ではなく、地上契約を継続することができるよう受信規約の改正等の適切な措置が講じられるべき。
- ただし、受信料は視聴の有無に関わらず国民が公共放送たるNHKの業務の維持運営のための経費を負担するものであり、この原則が維持されるよう、フリーライダーの防止など実効性が十分に確保されるための手続上の工夫が必要であり、具体的な手続については、今後、契約実務を担うNHKにおいて検討されるべき。
- ※ また、不正な手段により地上契約を継続した者については、受信規約第12条を厳格に運用し、割増金の請求を行うなど実効性確保のための更なる措置も検討すべき。
- ※ 上記措置により、地上契約を締結することとなる者には手続のための一定の負担を課すこととなるが、この措置は、こうした者への配慮を行うためのものであり、フリーライダーの防止等の観点から、一定の負担はやむを得ないもの。
- ※ 一方、必要となる手続があまりにも煩雑なものとなり、対象者がこの措置を活用できないことは望ましくなく、どの程度の負担を求めるかについては、契約事務の円滑な運用を念頭に置きつつ、フリーライダーの防止と国民視聴者の利便性とのバランスへの配慮が適當。
- ※ なお、措置の実施に当たっては、対象者を明確にした上で、混乱が生じないよう十分な説明を行うことに留意する必要がある。

(参考1) 契約率等算定の母数の推計に関する研究会の提言の概要

■推計方法見直しの基本的考え方

- 公的統計の活用
- 契約率、支払率の把握目的との親和性
- 合理的な調査の活用
- 独自調査の限定的な活用

⑧ NHKにおいて、推計方法、年次又は月次の受信契約の状況などを自主的に公表するなど透明性を高めるための取組みを実施することが適当。



(参考2) 「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会」の概要

1 目的

- 最近の受信料不払の増加による不公平感の高まりや視聴者の対価意識の向上を踏まえ、国民の視点に立ち、正確な受信料負担者数の把握及びそれに基づいて公平で透明性のある受信料体系について検討するため、「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会」を開催する。

2 検討課題

- ① 契約率算定の母数となる世帯数・事業所数等基礎的データの精査
- ② 世帯及び事業所における受信料体系の課題(割引等)
- ③ 衛星受信料体系の課題
- ④ 今後の受信料体系の在り方

3 開催期間

- 平成19年6月1日に第1回会合を開催し、同年9月21日まで計6回の会合を開催。
- 今後、取りまとめ(案)についてパブリックコメントを実施する予定。

4 構成員

- | | |
|--------|---------------------------|
| ○菅谷 実 | 慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所教授 |
| ○鳥居 昭夫 | 横浜国立大学経営学部教授 |
| ○中村 清 | 早稲田大学国際教養学術院教授 【座長代理】 |
| ○新美 郁文 | 明治大学法学部・法科大学院教授 |
| ○長谷部泰男 | 東京大学法学部教授 |
| ○飛田恵理子 | 東京都地域婦人団体連盟生活環境部副部長 |
| ○舟田 正之 | 立教大学法学部教授【座長】 |
| ○山内 弘隆 | 一橋大学大学院商学研究科長・商学部長 |
| ○山下 東子 | 明海大学経済学部教授 |